

## 平成29年度各部の重点取組の取組結果

部(局)名	税務部
部(局)長名	牧内 章

### 【基本姿勢】

税務部門では、市税が歳入の根幹であるとの認識に立ち、公平・公正の観点で適正な課税や債権管理に努め、収入率の向上を図ります。

### 【達成度について】

- A：達成（設定した目標を達成することができた。）  
B：一部達成（設定した目標の一部のみ達成することができた。）  
C：未達成（目標達成に向け取り組んだものの、目標達成には至らなかった。）

### 【重点課題】

	重点課題	平成29年度 達成状況
1	適正課税の推進と収入率の向上	A
2	適正な債権管理の実行	A

部(局)名	税務部
-------	-----

重点課題 1	適正課税の推進と収入率の向上
--------	----------------

全体の達成度
A
達成

目指すべき方向 (中期的な目標)	公平・公正な課税(賦課・徴収)の推進及び納税環境の整備に努め、収入率の向上を図ります。
---------------------	---

活動目標
納税者の所得、課税物件などの的確な把握を目指し、実態調査を進めます。
収納方法の拡充について研究していきます。

具体的な取組実績
市民税においては、賦課資料の提出が無い市民に申告を求めました(880件)。そのうち連絡がとれない市民に対しては臨戸訪問するなどの実態調査(439件)を実施しました。 固定資産税においては、償却資産の実態調査(1,060件)を実施しました。
平成31年10月稼働が予定されるeLTAXにおける地方税共通納税システムについて、導入に向けて研究を行いました。

達成目標
公平・公正な課税のもと、適正な債権管理に努め、収入率の向上を図ります。
納税者の利便性の向上を図ります。

達成状況	達成度
実態調査のほか、市民税においては扶養者の調査を実施し、固定資産税においては航空写真により家屋の登記されなかった異動判読調査(約890件)を実施して、公平・公正な課税の推進に努めました。 また収入率は、前年度と比べ向上しました。	A 達成
税務システムへの影響を調査し、システムベンダーとの調整を行いました。また、業務詳細について民間事業者の研修にも積極的に参加し情報収集に努めました。	A 達成

総合評価・総括
<p>適正課税の推進にあたり、各税目において様々な調査を実施してまいりました。今後も同様の調査を実施するとともにその精度を高め、公平・公正な課税の推進に努めてまいります。</p> <p>eLTAXにおける地方税共通納税システムのスムーズな導入を含め、納税者の利便性のため、収納方法について今後も研究してまいります。</p>

部(局)名	税務部
-------	-----

重点課題 2	適正な債権管理の実行
--------	------------

全体の達成度
A
達成

目指すべき方向 (中期的な目標)	市全体の債権管理の適正化を一層進めていくとともに、徴収見込みのない債権の整理に取り組みます。また、主管室課から一部の債権の引継ぎを受け、主管室課と連携しながら当該債権の整理を行います。
---------------------	--

活動目標
<p>専門家による職員研修等を実施するとともに、未収金分析の内容を精査し、徴収・整理計画の策定に取り組みます。また、整理すべき債権については、債権管理の特別整理班において債権放棄の妥当性を検証し、整理を進めます。</p> <p>債権の主管室課から一部の債権の引継ぎを受け、法令に基づいた滞納整理業務を行います。</p>

具体的な取組実績
<p>従来の債権管理に関する研修に加え、弁護士による「納付折衝研修」を実施するとともに、未収金の分析結果を基に徴収・整理計画を策定し、ホームページにて公開することで債権管理の適正化に向けた意識付けおよび知識の向上に努めました。</p> <p>また、各債権所管室課より提案を受けた放棄検討債権について、特別整理班会議を3回開催し、債権放棄の妥当性を慎重に検討しました。</p> <p>移管(引継ぎ)依頼を受けた国民健康保険料について、「吹田市強制徴収公債権の滞納債権の移管に係る事務取扱基準」に基づき、財産調査を行いながら移管の妥当性について検証しました。</p> <p>検証の結果、移管が妥当と判断した債権について移管を行い、滞納処分を中心とした滞納整理を行いました。</p>

達成目標
<p>全庁的な徴収事務のレベルアップと債権管理の水準向上を目指すとともに、債権の整理を進めます。</p> <p>国民健康保険料の累積滞納事業の一部について、徴収業務の引継を受け、法令に基づいた滞納整理業務を行います。</p>

達成状況	達成度
<p>債権管理に関する研修、ヒアリングの継続的な実施や、債権徴収・整理計画の策定を通じて、債権管理に係る基礎知識及び意識の向上に努めました。また、各債権所管室課が放棄検討債権としたもののうち、4種類、計554件の債権については債権放棄が妥当であるものとして、債権の整理を進めることとしました。</p> <p>移管(引継ぎ)依頼を受けた225件の国民健康保険料について、移管の妥当性について検証した結果、最終的に19件を債権管理課に移管しました。移管した19件については、すべて滞納整理を実施し、平成30年2月末時点で約1,300万円を収納し、収納率は54.2%を達成しました。</p>	<p>A</p> <p>達成</p> <p>A</p> <p>達成</p>

<b>総合評価・総括</b>
<p>従来より実施していた、各債権所管室課への債権管理状況のヒアリング、庁内職員による債権管理関係の研修に加えて、弁護士を外部講師に招いた「納付折衝研修」を実施し、債権管理に係る知識の向上と、全庁的な意識向上を図りました。さらに、目標とする指標を明確化した「債権徴収・整理計画」を策定し、ホームページに公表することで各債権の債権管理状況をよりわかりやすく伝えるとともに、さらなる債権管理の適正化に努めました。</p> <p>また、新たな取組として強制徴収公債権の累積滞納事案の一部について、滞納整理事務の移管を行い、今年度は、国民健康保険料を移管対象とし、225件の移管依頼に対して「吹田市強制徴収公債権の滞納債権の移管に係る事務取扱基準」に基づき、移管の妥当性を検証した結果、19件を移管しました。移管した債権は平成30年2月末時点で約1,300万円を収納し、収納率は54.2%を達成しました。</p> <p>今後も、債権管理のヒアリングや研修、「債権徴収・整理計画」の実施に加えて、強制徴収公債権の滞納整理業務の移管を実施します。また、慎重に検討した結果、徴収見込みがないと判断した債権については、債権放棄の手続きを進めることで、より一層の債権管理の適正化に努めます。</p>